



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年4月28日火曜日 第100号

◇ 目 次 ◇

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	338
三島川之江港湾計画の変更の概要.....	(港湾海岸課) ...	338
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	338
基本測量の終了の通知.....	(") ...	339
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	339
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	340
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	(") ...	340
道路の供用開始(県道西条久万線).....	(東予地方局管理課) ...	341
土地改良区役員の就退任の届出(14件).....	(中予地方局農村整備第一課、南予地方局農村整備課) ...	341
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	345
土地改良区の定款変更の認可.....	(") ...	346
土地改良事業の計画の変更の認可.....	(") ...	346

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体.....	(選挙管理委員会) ...	346
------------------------------------	---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第463号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年4月28日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年4月28日から5月11日まで

○愛媛県告示第464号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、三島川之江港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和2年4月28日

三島川之江港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 港湾計画の変更の概要

三島川之江港湾計画の変更の概要(平成7年2月愛媛県告示第148号)によりその概要を告示した三島川之江港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画

緑地

既定計画を変更する事項

地区名	面積(ヘクタール)
川之江	3

(2) 土地造成及び土地利用計画 既定計画を変更する事項

地区名	面積(ヘクタール)	用途
川之江	17(10)	埠頭用地
	34(17)	港湾関連用地
	29(17)	工業用地
	3(3)	都市再開発用地
	6	都市機能用地
	8(2)	交通機能用地
	3(2)	緑地

注()の数値は、内数で、土地造成を伴う土地利用面積を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第465号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年4月28日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 令和2年6月1日から

令和3年3月31日まで
3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第466号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、
国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間 平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第467号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。
以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置
の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び
新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年4月28日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 2 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項
CO₂洗浄塔 3T-804

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり19,000立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	備考参照	
工事の完成予定年月日	備考参照	
使用開始の予定年月日	備考参照	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7~10 最大 6~10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 70 最大 150

浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	10
	最大	20
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 700 最大 1,500
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	0.01
	最大	0.02
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常	310
	最大	370

備考 特定施設の種類の變更に係る設置許可申請であるため、施設は既に設置済みである。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日		
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 521.1 最大 1,242.1	通常 107.5 最大 184.2
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 493.1 最大 862.1	通常 24.2 最大 69.6
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 548.2 最大 717.6	通常 222.0 最大 240.9
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 25.9 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 17,743 最大 21,439	通常 17,743 最大 21,439	

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~12 最大 8~12	通常 7~8 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.7 最大 35.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 27.6 最大 100.0

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.60 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 255,200 最大 339,300

(2) 東総合排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第468号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	植 田 稔	四国中央市寒川町1458-1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宝 利 義 博	四国中央市寒川町643-1

○愛媛県告示第469号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、四国中央市三島土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月28日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四国中央市土居町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月28日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市西之川字老野丁77番3から同字丁77番2まで	令和2年4月28日

○愛媛県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東公弘

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	大西尚正	松山市古川西3丁目6-19
"	松本浩二	松山市古川西1丁目12-5
"	大西憲治	松山市古川南2丁目16-31
"	堀田和雄	松山市古川南2丁目14-1
"	有光晃	松山市古川南2丁目13-21
"	今村邦夫	松山市古川西2丁目1-3
"	大西光章	松山市古川北1丁目15-8
"	今村祐一	松山市古川南2丁目17-30
"	松本清孝	松山市古川西3丁目14-18
"	今村泰藏	松山市古川南2丁目2-11
"	有光久計	松山市古川南3丁目18-24
"	今村勝	松山市古川南2丁目10-22
"	堀内英昭	松山市古川北4丁目10-21
"	林滋	松山市古川北4丁目11-2
監事	大西正	松山市古川南3丁目18-7
"	林保	松山市古川北4丁目14-32

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	大西尚正	松山市古川西3丁目6-19
"	松本浩二	松山市古川西1丁目12-5
"	大西憲治	松山市古川南2丁目16-31
"	堀田和雄	松山市古川南2丁目14-1
"	有光晃	松山市古川南2丁目13-21
"	今村邦夫	松山市古川西2丁目1-3
"	大西光章	松山市古川北1丁目15-8
"	今村祐一	松山市古川南2丁目17-30
"	松本清孝	松山市古川西3丁目14-18

"	今村泰藏	松山市古川南2丁目2-11
"	有光久計	松山市古川南3丁目18-24
"	今村勝	松山市古川南2丁目10-22
"	堀内英昭	松山市古川北4丁目10-21
"	林滋	松山市古川北4丁目11-2
監事	浅井正廣	松山市古川北4丁目7-12
"	大西正	松山市古川南3丁目18-7

○愛媛県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東公弘

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高市正志	東温市上村甲186番地
"	武智信一	東温市上村甲239番地
"	野首国広	東温市上村甲95番地
"	倉瀬幸繁	東温市上村甲105番地
"	武智和夫	東温市上村甲497番地2
"	山下敏三	東温市上村甲234番地2
"	矢野登	東温市上村甲594番地1
"	野本浩介	東温市上村甲219番地2
"	高市公吉	東温市上村甲570番地
"	高須賀伸治	東温市上村甲868番地1
"	上田幹男	東温市上村甲738番地
監事	永野通	東温市上村甲102番地
"	近藤治	東温市上村甲313番地3

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	高市正志	東温市上村甲186番地
"	武智信一	東温市上村甲239番地
"	野首国広	東温市上村甲95番地

"	倉瀬幸繁	東温市上村甲105番地
"	高市睦美	東温市上村甲156番地
"	石丸恒雄	東温市上村甲176番地
"	武智和夫	東温市上村甲497番地 2
"	石丸晴雄	東温市上村甲204番地 2
"	岩田守	東温市上村甲838番地 1
"	高須賀栄司	東温市上村甲855番地 3
"	岡田文明	東温市上村甲822番地
監事	溝田隆徳	東温市上村甲164番地
"	永野通	東温市上村甲102番地

○愛媛県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	恒岡光行	東温市樋口1175番地
"	和田邦夫	東温市樋口378番地 2
"	佃正行	東温市樋口83番地
"	渡部初美	東温市樋口159番地 1
"	河内哲一	東温市樋口285番地 1
"	和田浩	東温市樋口612番地
"	森本明德	東温市樋口935番地
"	窪田健二	東温市樋口1210番地 2
"	黒河満樹	東温市樋口774番地 1
"	和田小由利	東温市横河原1251番地
監 事	和田彰三	東温市横河原1304番地 1
"	山本益男	東温市樋口1105番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	恒岡光行	東温市樋口1175番地
"	和田邦夫	東温市樋口378番地 2
"	佃正行	東温市樋口83番地
"	藤岡實	東温市樋口173番地 1
"	和田章男	東温市樋口281番地 3
"	藤岡洋一	東温市樋口633番地
"	水田博道	東温市樋口1224番地
"	磯兼新	東温市樋口870番地
"	大西咲恵	東温市樋口1240番地
"	和田武	東温市横河原1347番地
監 事	水田英夫	東温市樋口1162番地 1
"	藤田耕藏	東温市樋口807番地

○愛媛県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した

旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井進	東温市田窪1491番地
"	武智孝志	東温市田窪1361番地
"	渡部真二	東温市田窪1675番地 3
"	蟹江輝夫	東温市田窪1617番地
"	水田孝義	東温市田窪1171番地 2
"	大西伴明	東温市田窪1299番地 6
"	水田秀樹	東温市田窪1343番地 1
"	竹本勇	東温市田窪1590番地
"	池田正司	松山市三町3丁目 5 - 6
"	山内浩二	東温市田窪154番地 2
"	小野政廣	東温市田窪374番地
監 事	渡部進	東温市田窪1568番地 1
"	東武則	東温市田窪1386番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井進	東温市田窪1491番地
"	海稲旦城	東温市田窪1707番地
"	大西伴明	東温市田窪1299番地 6
"	蟹江輝夫	東温市田窪1617番地
"	水田孝義	東温市田窪1171番地 2
"	山内和弘	東温市田窪1321番地
"	平岡隆由	東温市田窪1589番地
"	窪正博	東温市田窪963番地
"	山内浩二	東温市田窪154番地 2
"	小野政廣	東温市田窪374番地
"	渡部真二	東温市田窪1675番地 3
監 事	東武則	東温市田窪1386番地
"	小山啓二	東温市田窪1208番地

○愛媛県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	八木利文	東温市上林甲1602番地 1
"	山内義男	東温市上林甲615番地 1
"	相原義邦	東温市上林甲100番地
"	榊原正幸	東温市上林甲503番地 1
"	相原修	東温市上林甲1031番地
"	森武男	東温市上林甲1239番地
"	森勇人	東温市上林甲1696番地 2

"	菅原悦朗	松山市来住町1189番地1
"	菅能克	東温市上林甲2528番地
"	菅能一志	東温市上林甲1579番地
"	森徳二郎	東温市上林甲2786番地
"	青木穂	東温市上林甲2861番地1
"	森良貴	東温市上林甲2898番地
"	渡部治雄	東温市上林甲3225番地
"	渡部千代美	東温市上林甲3270番地
監事	森敏明	東温市牛湫1289番地
"	森寛治	東温市上林甲1687番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	森格良	東温市上林甲2896番地1
"	玉井敬	東温市上林甲1566番地
"	菅原英敏	東温市上林甲2623番地
"	八木秀徳	東温市上林甲633番地1
"	山内且宣	東温市上林乙860番地1
"	森章三	東温市志津川1106番地3
"	村上勝義	東温市上林甲1003番地
"	森英明	東温市上林甲1633番地
"	森慎吾	東温市上林甲1432番地
"	菅野時雄	東温市上林甲2203番地
"	山内孝志	東温市上林甲3566番地
"	森勝久	松山市鷹子町757番地1 サーバス鷹子404号
"	山内安弘	東温市上林甲2839番地
"	森幸則	東温市上林甲3063番地
"	渡部弘子	東温市上林甲3264番地
監事	森明也	東温市上林甲2798番地
"	森敏明	東温市牛湫1289番地

○愛媛県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市牛湫下井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	前島義之	東温市牛湫703番地
"	八木宏憲	東温市牛湫773番地
"	大島春樹	東温市牛湫805番地
"	高須賀圭吾	東温市牛湫742番地
"	渡部光一	東温市牛湫1062番地4
"	大西賢	東温市牛湫695番地3
"	露口真人	東温市牛湫1023番地
"	日野治男	東温市牛湫734番地
"	山内誠治	東温市牛湫815番地
監事	八木伸泰	東温市牛湫1097番地
"	小山澄男	東温市牛湫797番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	前島義之	東温市牛湫703番地
"	大島春樹	東温市牛湫805番地
"	八木宏憲	東温市牛湫773番地
"	由井徳好	東温市牛湫733番地
"	渡部光一	東温市牛湫1062番地4
"	大西賢	東温市牛湫695番地3
"	露口真人	東温市牛湫1023番地
"	日野治男	東温市牛湫734番地
"	山内誠治	東温市牛湫815番地
監事	八木伸泰	東温市牛湫1097番地
"	小山澄男	東温市牛湫797番地

○愛媛県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	植杉房夫	東温市下林甲2466番地
"	大野重昭	東温市下林甲1789番地1
"	野中光彦	東温市下林甲1611番地2
"	松原孝征	東温市下林甲1489番地
"	小山秋吉	東温市下林甲1901番地
"	片岡慶彦	東温市下林甲1960番地3
"	野中良純	東温市下林甲2027番地5
"	野中秀男	東温市下林甲2070番地2
"	森正敬	東温市下林甲2126番地2
"	河野悟志	東温市下林甲2371番地2
"	丹生谷順一	東温市下林甲2808番地
"	大森昭吾	東温市下林甲2762番地3
"	武智永年	東温市下林甲2692番地
"	谷松周二	東温市下林甲2851番地2
"	渡部良吾	東温市下林甲2267番地8
監事	野中孝三	東温市下林甲1994番地2
"	高橋茂	東温市下林甲2346番地1

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	植杉房夫	東温市下林甲2466番地
"	大野重昭	東温市下林甲1789番地1
"	野中光彦	東温市下林甲1611番地2
"	松原孝征	東温市下林甲1489番地
"	門田覚	東温市下林甲1920番地1
"	越智信清	東温市下林甲2008番地5
"	野中良純	東温市下林甲2027番地5
"	野中秀男	東温市下林甲2070番地2

"	森 正 敬	東温市下林甲2126番地 2
"	高 橋 國 政	東温市下林甲2368番地 3
"	丹生谷 順 一	東温市下林甲2808番地
"	竹 村 秀 明	東温市下林甲2862番地
"	武 智 永 年	東温市下林甲2692番地
"	谷 松 周 二	東温市下林甲2851番地 2
"	渡 部 良 吾	東温市下林甲2267番地 8
監 事	野 中 孝 三	東温市下林甲1994番地 2
"	高 橋 茂	東温市下林甲2346番地 1

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	山 内 政 之	東温市見奈良989番地 1
"	林 茂	東温市見奈良1039番地
"	池 川 幸 介	東温市見奈良455番地
"	佐 伯 庄 二	東温市見奈良1008番地
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	高 木 憲 治	東温市見奈良391番地
"	堀 内 晃	東温市見奈良1186番地
監 事	越 智 文 明	東温市見奈良906番地 1
"	橋 本 稔	東温市見奈良973番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	山 内 政 之	東温市見奈良989番地 1
"	林 茂	東温市見奈良1039番地
"	池 川 幸 介	東温市見奈良455番地
"	池 川 忠 徳	東温市見奈良260番地
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	高 木 憲 治	東温市見奈良391番地
"	池 川 義 晴	東温市見奈良1016番地
監 事	越 智 文 明	東温市見奈良906番地 1
"	橋 本 稔	東温市見奈良973番地

○愛媛県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	栗 原 洋 一	松山市別府町843

○愛媛県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 裕 子	東温市志津川1510番地

○愛媛県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 田 利 重	東温市松瀬川477番地
"	高須賀 功	東温市松瀬川785番地
"	酒 井 源 雄	東温市松瀬川236番地 5
"	仙 波 是 敏	東温市松瀬川673番地
"	加 藤 正 志	東温市松瀬川698番地 1
"	渡 部 筆 夫	東温市松瀬川238番地 1
"	渡 部 政 近	東温市松瀬川1021番地28
"	大 石 一 弘	東温市松瀬川875番地
"	田 井 尚	東温市松瀬川1番地
"	三津山 尚 人	東温市松瀬川342番地 1
監 事	仙 波 昭 一	東温市松瀬川508番地
"	大 石 正 志	東温市松瀬川1213番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 田 利 重	東温市松瀬川477番地
"	高須賀 徹 彰	東温市松瀬川820番地
"	酒 井 源 雄	東温市松瀬川236番地 5
"	仙 波 是 敏	東温市松瀬川673番地
"	加 藤 正 志	東温市松瀬川698番地 1
"	渡 部 筆 夫	東温市松瀬川238番地 1
"	渡 部 政 近	東温市松瀬川1021番地28
"	大 石 一 弘	東温市松瀬川875番地
"	田 井 尚	東温市松瀬川1番地
"	三津山 尚 人	東温市松瀬川342番地 1
監 事	仙 波 昭 一	東温市松瀬川508番地

〃	三津山 光 生	東温市松瀬川213番地
---	---------	-------------

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
〃	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
〃	渡 部 利 春	東温市松瀬川1224番地 1
〃	渡 部 光右衛	東温市松瀬川1304番地 1
〃	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
〃	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
〃	花 山 隆 重	東温市松瀬川1742番地 1
監 事	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35
〃	渡 部 勝	東温市松瀬川1151番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
〃	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
〃	渡 部 潤 市	東温市松瀬川1213番地
〃	渡 部 光右衛	東温市松瀬川1304番地 1
〃	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
〃	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
〃	花 山 隆 重	東温市松瀬川1742番地 1
監 事	渡 部 勝	東温市松瀬川1151番地
〃	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市揚畑田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 秀 行	東温市北方1795番地
〃	秋 山 靖	東温市北方1692番地
〃	加 藤 克 己	東温市松瀬川82番地
〃	渡 部 治	東温市松瀬川201番地 1
〃	花 山 光 一	東温市北方1729番地 2
監 事	藤 井 昇	東温市北方1814番地 6
〃	花 山 力 一	東温市北方1803番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 秀 行	東温市北方1795番地
〃	秋 山 靖	東温市北方1692番地
〃	加 藤 克 己	東温市松瀬川82番地
〃	渡 部 治	東温市松瀬川201番地 1
〃	花 山 光 一	東温市北方1729番地 2
監 事	藤 井 昇	東温市北方1814番地 6
〃	花 山 力 一	東温市北方1803番地

○愛媛県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三間土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 岡 義 一	宇和島市三間町金銅363番地
〃	井 伊 豊治郎	宇和島市三間町増田150番地
〃	中 谷 一 利	宇和島市三間町則1646番地
〃	佐々木 嶺	宇和島市三間町大藤686番地
〃	毛 利 満 男	宇和島市三間町土居中585番地
〃	岡 山 正 喜	宇和島市町柿原中野中35番地 1
〃	笹 山 誠 司	宇和島市三間町波岡850番地
監 事	土 居 和 宏	宇和島市三間町北増穂640番地
〃	富 永 文 夫	宇和島市三間町黒井地2010番地
〃	阿 藤 吉 信	宇和島市三間町大内110番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 木 常 樹	宇和島市三間町古藤田365番地
〃	中 谷 一 利	宇和島市三間町則1646番地
〃	大 賤 勝 馬	宇和島市三間町黒井地1773番地
〃	兵 頭 立 士	宇和島市三間町兼近475番地
〃	小 西 和 昭	宇和島市三間町川之内30番地
〃	竹 葉 敬 正	宇和島市三間町宮野下1065番地
〃	安 岡 義 一	宇和島市三間町金銅363番地
監 事	藤 原 靖 昭	宇和島市三間町是延368番地 5
〃	二 宮 隆 三	宇和島市三間町迫目293番地
〃	河 野 道 生	宇和島市三間町大藤198番地

○愛媛県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年4月28日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	萩森良房	八幡浜市日土町5番耕地2478番地
"	大上昭	八幡浜市保内町宮内5番耕地221番地3
"	山本睦夫	西宇和郡伊方町二見甲839番地1
"	阿部道忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
"	山下三郎	西宇和郡伊方町名取735番地
"	井上富士大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	酒井宇之吉	西予市明浜町依津3番耕地62番地
"	西村守	宇和島市三浦西3223番地
"	赤松與一	宇和島市吉田町法花津8番耕地230番地
"	大城一郎	八幡浜市若山1番耕地44番地1
"	岡原文彰	宇和島市丸之内1丁目6番5号
"	管家一夫	西予市宇和町卯之町1丁目257番地
"	高門清彦	西宇和郡伊方町川永田甲203番地
監事	川上吉嗣	西予市明浜町高山甲1380番地
"	大沼正一	西宇和郡伊方町龜浦460番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	萩森良房	八幡浜市日土町5番耕地2478番地
"	大上昭	八幡浜市保内町宮内5番耕地221番地3
"	山本睦夫	西宇和郡伊方町二見甲839番地1

"	阿部道忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
"	山下茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
"	井上富士大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	酒井宇之吉	西予市明浜町依津3番耕地62番地
"	西村守	宇和島市三浦西3223番地
"	赤松與一	宇和島市吉田町法花津8番耕地230番地
"	大城一郎	八幡浜市若山1番耕地44番地1
"	岡原文彰	宇和島市丸之内1丁目6番5号
"	管家一夫	西予市宇和町卯之町1丁目257番地
"	高門清彦	西宇和郡伊方町川永田甲203番地
監事	川上吉嗣	西予市明浜町高山甲1380番地
"	松田治	八幡浜市保内町喜木1番耕地1235番地

○愛媛県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宇和海地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月28日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

○愛媛県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、津島町中央土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和2年4月20日認可した。

令和2年4月28日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和2年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年4月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
青野まさる後援会	和田正壽	石原浩	西条市喜多台386-1
石津徳朗後援会	南正明	石津清輔	四国中央市金田町金川112-3
稲田てるひろ後援会	泉範幸	稲田美里	伊予郡松前町西古泉135-4
内子町を明るくする会	堀本益幸	宮岡徳男	喜多郡内子町大瀬南3740
大西啓介後援会	重岡通央	坂見稔	喜多郡内子町内子1964
大橋まさサポートズクラブ	大橋麻輝	大橋経子	今治市常盤町1-6-7
財政再建の会	鎌田善文	鎌田弥栄	松山市宮西三丁目7-23
司政会議日ノ本乃旗	高橋主計	阿部悟	新居浜市瀬戸町1-27
鈴木よしひろ後援会	鈴木義博	鈴木結子	四国中央市金田町金川1472-2

高橋たもつ後援会	高 橋 保	高 橋 保	西条市神拝甲355 - 1
武智教男後援会（誠山会）	武 智 教 男	武 智 教 男	松山市鷹子町833
兵頭司博後援会	門 田 康	兵 頭 肇	宇和島市津島町岩松甲1277 - 11
山本智紀後援会	山 本 智 紀	山 本 千 恵	松山市山越町411 - 10